

# エイジフレンドリー補助金 Q&A

具体的には、実施する対策の内容等を審査の上、支給決定を行いますのでご注意ください。

令和2年9月1日現在

## 目次

1 補助対象事業者の要件	2
問1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。	2
問2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。	2
問3 一の事業者（企業）が、何度も申請することは可能ですか。	3
問4 建設現場等の有期の事業場は対象となりますか。	3
問5 工場内の作業の改善を行うに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合、申請することができますか。	3
2 運搬用機器・自動車	3
問6 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等は、対象となりますか。	3
問7 ハンドリフト、ホイストは、対象となりますか。	3
問8 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。	3
3 熱中症予防対策等	4
問9 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。	4
問10 暑熱作業のない事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。	4
問11 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。	4
問12 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。	4
4 介護施設、医療機関関連機器	4
問13 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。	4
問14 介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。	4
問15 介護施設等において、車いすは対象となりますか。	4
5 床、段差	4

問 16	事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する場合、対象となりますか。.....	4
問 17	介護施設の中に設けられた和室の出入り口に大きな段差があるため、床を下げてフラットにする工事を行う場合、対象となりますか。 .....	4
6	空気清浄機 .....	5
問 18	接客サービス業や医療機関において、空気清浄機は対象となりますか。 .....	5
7	照明、トイレ.....	5
問 19	作業場所が暗いので蛍光灯を LED に変える場合の費用は、対象となりますか。 ....	5
問 20	和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。 .....	5
8	その他.....	5
問 21	安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象になりますか。 .....	5

## 1 補助対象事業者の要件

問 1 社会福祉法人や医療法人のように、資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合にはどのように判断するのですか。

答 1 資本金の額又は出資の総額がいずれもない場合は、常時使用する労働者数により判断します。小売業は 50 人以下、医療・福祉を含むサービス業及び卸売業は 100 人以下、その他の業種は 300 人以下であることが要件です。

問 2 常時使用する労働者数は、どのように数えますか。企業全体の労働者数か、事業場ごとの労働者数か、どちらですか。

答 2 企業全体の労働者数から、①日日雇い入れられる者、②二箇月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者を除いて数えます。詳しくは下記参考を御確認ください。

### 【参考】

本補助金における「常時使用する労働者」は、中小企業基本法における「中小企業者」の「常時使用する従業員」に準ずることとしています。同法の「常時使用する従業員」については、労働基準法第 20 条で定める「解雇の予告を必要とする者」とされており、具体的には、同法第 21 条に該当しない者が「常時使用する従業員」に該当します。

#### <労働基準法第 21 条>

前条（解雇の予告）の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて 引き続き使

用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

問3 一の事業者（企業）が、何度も申請することは可能ですか。

答3 できるだけ多くの中小企業事業者の取組を幅広く支援するため、一の事業者の補助金の支給回数は令和2年度内に1回限りとします。したがって、様々な取組を行おうとする場合には、まとめて申請することをお勧めします。

問4 建設現場等の有期の事業場は対象となりますか。

答4 対象となります。ただし、補助金で取得した設備、機器等については、間接補助金交付規程第10条第5号に記載のとおり、補助を受けた翌年度から5年を経過するまで、補助金の目的に反しての使用、譲渡、廃棄等を行うことはできませんので、補助金の趣旨に従い適切に活用し、管理する必要があります。

問5 工場内の作業の改善を行うに当たり、工場には60歳以上の労働者がいないが、工場の事務室には60歳以上の労働者がいる場合、申請することができますか。

答5 補助対象の作業に高齢労働者が従事しない場合は、補助対象となりません。

## 2 運搬用機器・自動車

問6 トラック荷台への昇降のためのリヤステップ、サイドステップ等は、対象となりますか。

答6 トラック荷台へ昇降する際のステップ等は、身体機能の低下を補う設備・装置として高齢労働者の安全衛生確保に寄与するものと認められることから、補助対象となります。

参考：[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020\\_02/truckbed\\_a4.pdf](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/doc/houkoku/2020_02/truckbed_a4.pdf)

陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために ～荷台昇降設備・装備はありますか？～

問7 ハンドリフト、ホイストは、対象となりますか。

答7 高齢者の身体的な負担を軽減し、安全衛生確保に寄与するものと認められることから、補助対象となります。

問8 トラックに装備するテールゲートリフター、フォークリフトの導入は、対象となりますか。

答8 テールゲートリフターやフォークリフトは、業務効率化、生産性向上の方に重きがあると考えられるため、補助対象としては認められません。

### 3 熱中症予防対策等

問9 工場内に休憩所を設け、休憩室内にエアコンを設置する場合、対象となりますか。

答9 工場内において暑熱または寒冷な場所での作業を行っている場合は、補助対象となります。

問10 暑熱作業のない事務室にエアコンを設置する場合は、対象となりますか。

答10 対象外とします。

問11 空調服は対象となりますか。また、屋外の暑熱作業では着替えも必要になるため、高齢者の人数分だけでなく着替えの分も、対象となりますか。

答11 当該空調服に体温を下げる機能がある場合は補助対象となります。高年齢労働者の人数分が限度となりますので、着替え用の予備は自社にてご準備ください。

問12 熱中症対策のため、事業所の屋根に遮熱性の高い塗料を塗布する場合、対象となりますか。

答12 対象外とします。

### 4 介護施設、医療機関関連機器

問13 介護施設等において、自動浴槽とリフトは、対象となりますか。

答13 高年齢労働者の身体的負担軽減及び接触低減による新型コロナウイルス対策に資するため、補助対象とします。

問14 介護施設等において、電動ベッドは対象となりますか。

答14 上下方向昇降機能付き電動ベッドは、介助者の腰痛防止効果は認められるものの、被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、補助対象としては認められません。

問15 介護施設等において、車いすは対象となりますか。

答15 被介助者側の負担軽減、介護サービス向上が主目的と考えられるため、原則として補助対象となりませんが、スライディングボードを使用する際に必要となる片ひじが外せるなど、高年齢労働者の身体的負担軽減に効果がある機能を有する車いすについては、補助対象とします。

### 5 床、段差

問16 事務室の床に、段差が激しい箇所があり、配線もむき出しになっているため、床を嵩上げて配線を床下に収納する場合、対象となりますか。

答16 O Aフロア化による業務効率化が主目的と考えられるため、対象外とします。

問17 介護施設の中に設けられた和室の出入り口に大きな段差があるため、床を下げてフラット

にする工事を行う場合、対象となりますか。

答 17 労働者も出入りする部屋の段差解消であれば、補助対象となります。

## 6 空気清浄機

問 18 接客サービス業や医療機関において、空気清浄機は対象となりますか。

答 18 新型コロナウイルスの感染予防のために行う換気の不足を補うための空気清浄機の導入（以下の要件を満たす場合に限り）は、補助対象とします。

- ・空気清浄機がHEPA フィルタによるろ過式で、かつ、風量が5 m<sup>3</sup>/min 程度以上のものであること
- ・人の居場所から10 m<sup>2</sup>(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること
- ・空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること

これらの要件について、作業場所の構造や換気状況等の事業場の状況を審査したうえで、支給決定を行います。

## 7 照明、トイレ

問 19 作業場所が暗いので蛍光灯をLEDに変える場合の費用は、対象となりますか。

答 19 法令により事業者には遵守義務がかかる部分については補助対象となりません。

現在の照明と同程度の明るさ（例 60W→60W 相当）のLEDに変更することは、節電による経費削減が主目的と考えられるため、補助対象としては認められません。詳細についてはお問い合わせください。なお、事務室については対象外とします。

問 20 和式トイレを洋式トイレへ変更する費用については、対象となりますか。

答 20 対象外とします。

## 8 その他

問 21 安全衛生対策のための機器等をローンで購入した場合とリースした場合、いずれも対象となりますか。

答 21 いずれも対象外とします。